

平成25年第3回美祢市議会定例会会議録（その1）

平成25年9月3日（火曜日）

1. 出席議員

1番	猶野智和	2番	秋枝秀稔
3番	坪井康男	4番	俵 薫
5番	馬屋原眞一	6番	岡山隆
7番	高木法生	8番	萬代泰生
9番	三好睦子	10番	山中佳子
11番	岩本明央	12番	下井克己
13番	河本芳久	14番	西岡 晃
15番	荒山光広	16番	徳並伍朗
17番	竹岡昌治	18番	村上健二
19番	秋山哲朗		

2. 欠席議員 なし

3. 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局補	岡崎基代
議会事務局係長	大塚 享		

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長	村田弘司	副市長	林 繁美
総務部長	波佐間 敏	市長統合戦略局長	篠田洋司
総合政策部長	田辺 剛	市民福祉部長	井上孝志
建設経済部長	伊藤康文	総合観光部長	藤澤和昭
上下水道事業局長	松野哲治	総務部長	大野義昭
総務部長	白井栄次	総務課長	杉原功一
財政課長	三浦洋介	市民福祉部次長	山本康房
市民福祉部次長	久保 毅	市民福祉部高齢福祉課長	佐々木靖司
会計管理者	永富康文	上下水道事業局管理業務課長補佐	高橋睦夫
教育長	三好輝廣	病院事業者	西岡博和
代表監査委員	倉重郁二	消防長	奥田源良
美東総合支所長		秋支所長	

教育委員会
事務局 局長
病院事業局 管理部長
経営管理課 課長
建設経済部
農林課 課長

山田悦子
千々松雅幸
西田良平

病院事業局 局長
管理委員会 委員長
監事 事務局長
建設経済部 部長
建設課 課長

金子彰
小田正幸
末岡竜夫

5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 1 号 専決処分の承認について（平成25年度美祢市一般会計補正予算（第3号））
- 日程第 4 議案第 2 号 平成24年度美祢市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 5 議案第 3 号 平成24年度美祢市病院等事業会計決算の認定について
- 日程第 6 議案第 4 号 平成24年度美祢市公共下水道事業剰余金の処分について
- 日程第 7 議案第 5 号 平成24年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 6 号 平成25年度美祢市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 9 議案第 7 号 美祢市介護保険条例及び美祢市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 8 号 土地改良事業の一部を変更することについて
- 日程第11 議案第 9 号 市道路線の認定について
- 日程第12 議案第10号 市道路線の変更について
- 日程第13 議案第11号 市道路線の廃止について
- 日程第14 議案第12号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

○議長（秋山哲朗君） おはようございます。

これより、平成25年第3回美祢市議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、7月の人事異動によりまして職員の異動がありました。この際、執行部より紹介がございますのでよろしくお願いたします。林副市長。

○副市長（林 繁美君） 議長からお許しをいただきましたので、去る7月1日付で職員の人事異動を行いました。本日、本会議場で出席しております職員を紹介させていただきます。

まず、市民福祉部長、井上孝志でございます。続きまして、上下水道事業局長、松野哲治でございます。続きまして、市民福祉部次長、市民課長であります杉原功一でございます。続きまして、同じく市民福祉部次長、地域福祉課長であります三浦洋介でございます。続きまして、会計管理者、久保毅でございます。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本定例会に、本日までに送付してございますものは、執行部からは議案第1号から議案第12号までの12件と、監査委員より美祢市公営企業会計決算審査意見書でございます。

事務局からは会議予定表と一般質問順序表でございます。

本日、机上に配付してございますものは、議事日程表（第1号）、議案付託表の以上2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程はお手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において猶野智和議員、秋枝秀稔議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月24日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決定いたします。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に送付しております予定表のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

この際、村田市長より発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

○市長（村田弘司君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、9月定例会の冒頭に当たりまして、2点御報告を申し上げたいというふうに思います。

まず1点目は、去る7月28日の日曜日に山口市、萩市、阿武町を中心に発生いたしました豪雨災害に対する本市の対応についてであります。現在も当市に大雨警報が出ておりますが、日本の気候が全くかつてと変わっておりまして、平成22年の豪雨災害を経験した本市におきましても、気が休まる日がないという日々が続いております。初めに、このたびの豪雨災害により被災をされました、また、犠牲になられました方々に心から御冥福をお祈りを申し上げますとともに、被害に遭われました皆様に対しまして、深くお見舞いを申し上げるところでございます。

さて、このたびの豪雨災害は、過去に経験したことのない猛烈な降雨によりもたらされた災害であります。一時、美祢市の美東付近におきましても、1時間雨量が100ミリを超えたという記録的な短時間大雨情報が発表されまして、その後、土砂災害警戒情報も発表されたことから、市の防災危機管理室においても警戒態勢をとってございましたけれども、市内においては農林施設の若干の被害にとどまりまして、人的被害や家屋への被害に至らず、本当に、美祢市だけのことを考えれば、済んだという状況を申し上げてもいいと思います。

しかしながら、山口市阿東地区及び萩市の須佐・田万川の両地区、並びに阿武町においては、死者・行方不明者が出るという人的被害や、床上浸水、それから家屋の倒壊など甚大な被害に見舞われたことは、皆様方御承知のとおりだろうというふうに思っております。こうした事態に対し、美祢市といたしましては、先ほど申し上げました3年前の豪雨災害の際に各方面から受けました災害復旧支援の御厚情に応えるべく、また、山口県及び市町相互間の災害時応援協定に基づきまして、災害

復旧支援を行っておりますので、その対応状況を報告をさせていただきます。

最初に給水支援ですが、災害発生の翌日、7月29日月曜日には、山口市と萩市の断水地区の給水支援に当面は県内6市で行うということで、本美祢市は待機状況にありました。その後、第2陣として8月6日の火曜日から9日金曜日までの4日間、当市に支援要請がありまして、給水タンク車1台と職員2名を派遣する予定としておりましたが、出動直前に復旧作業のめどがついたということから、結果的には給水支援の派遣要請は解除されたところであります。

次に、保健師の派遣ですが、山口県健康福祉部からの派遣要請を受けまして、8月5日から15日までの7日間に市民福祉部の保健師を各1名、萩市田万川地区に派遣いたしております。

次に、土木技師の派遣ですが、これは市町相互間の災害時応援協定に基づく萩市からの要請を受けまして、萩市における土木災害——これ、823件あったわけですが、この設計積算支援のために、8月19日の月曜日から10月31日までの間、今後も続くわけですが、建設経済部の技師1名を萩市役所に派遣をしているところであります。

次に、社会福祉協議会のボランティアセンターが募集するボランティアの広報活動、ボランティアの引率、輸送等の支援を行うため、8月9日から29日までのうちの6日間に、市民福祉部の職員を各2名及びマイクロバス1台と運転手1名を萩市災害ボランティアセンターに派遣いたしております。

また、このボランティア活動に併せて、8月8日から29日までのうちの9日間に、市の職員を延べ36名、公務として萩市須佐地区に派遣し、家屋の片づけ等の被災地支援を行っております。

それに加えて、さらには公務とは別に、市職員労働組合が自主的に7月31日から8月31日のこの1カ月間、述べ80名を超える美祢市職員労働組合員が災害復旧ボランティアとして、盆の最中も含めまして、山口市や萩市において支援活動を行ってきたところであります。

しかしながら、こうした人海戦術による復旧ボランティア作業も、熱中症の危険をはらんだ猛暑の中で行われていることもありまして、はかどっているとは言い難く、復旧の道のりは大変厳しい状況でありますので、美祢市としてできる限り支援を継続していく考えであります。

以上、このたびの災害に対する美祢市としての対応を報告いたしました。市内各方面からの義援金を初め、市民ボランティアへの参加など、さまざまな御支援・ご協力をいただいておりますことに対しまして、市民の皆様には厚く御礼申し上げますとともに、被災地の1日も早い復旧を心からお祈りを申し上げます。1点目の豪雨災害に関する報告といたします。

2点目の報告案件でございますけれども、本年の6月27日に開催をされました平成25年第2回定例会最終本会議において、坪井議員から美祢市農林開発株式会社に対する指定管理料や補助金支出が、地方自治法、地方財政法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に違反をしておられる疑いがあると発言された件、さらに、夕張観光株式会社の倒産によって夕張市が財政破綻を起こした例を、美祢観光開発を同列にして発言された件についてであります。

これらの発言は、平成25年度美祢市一般会計補正予算（第2号）の討論の際にされたものであるため、私もしくは執行部には、これらに対する発言の機会が付与されておりました。与えられておりました。従いまして、反論・説明ができなかったわけですが、この坪井議員の発言は、市民の皆様への不安をいわずにかき立てるものでありまして、事実、私も市民の方のそういう声をお聞きをしております。従いまして、これ看過できませんので、あえてこの場の報告とさせていただきます。次第であります。

まず、坪井議員が法律違反の疑いがあると言われました、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、いわゆる適法法ですけれども、これは、国が国以外の者に対して交付する補助金に関して定めた法律でありまして、地方公共団体が行う補助金は地上自治法第232条の2を根拠として支出をしております。従いまして、坪井議員の発言は何ら根拠がないというものというふうに考えております。従って、社会福祉協議会、農協などの公共的団体、それから社会教育団体、児童・生徒の活動団体、地域活動団体など、多岐にわたる市からの補助金は地方自治法に則して適正に支出をしているものであります。

次に、これも法律違反の疑いがあると言われました地方自治法、地方財政法に関してでございますけれども、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項の解釈について、これ裁判例が出ております。これを引用しますと、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項は、地方公共団体が事務処理に当た

って準拠すべき指針である。最少経費による最大効果の原則を一般抽象的に、あるいは予算執行の観点から定めたものにとどまり、それを超えて具体的な規制をするものではない。また、必要かつ最少の限度の判断基準は、個々の事案の具体的事情に基づいて、社会的、経済的及び政策的見地から総合的に見て、支出目的の達成に必要なかつ最少の限度を明らかに超えているか否かによって判断されるべきものであると、先ほども申し上げたように判例が出ており、判示をしているということです。

また、補助金支出に際しましては、一つには——これ四つあるんですが、一つには補助事業実施が行政目的と合致しているという合目的性、ですから、目的に合っているかどうか。2番目として、有効性、必要性。3番目として、公正性、公平性。4番目として、財政運営上支障がないことの確認から判断をしておるものであります。

つまり、適正な見積もりをもって議会、ですから本議会で、過去のものについては過去の議会において、御議決をいただきまして、その予算を執行しておるというものであります。これらのことから、地方自治法、地方財政法の趣旨に基づいた手続き、予算執行を行ってございまして、法に抵触する可能性はなく、市民の皆様方には安心して、引き続き、補助金を受けておられる各団体等の積極的な活動を通じて、市の活性化をお願いしたいというふうに思っております。

次に、夕張観光開発株式会社の倒産によって夕張市が財政破綻を起こした例を、美祢観光開発を同列にして発言をされた件でございます。

これにつきまして、非常に市民の方が不安がっておられました。これを聞かれた市民の方々の中には、本市も夕張市と同様、財政破綻をするのではないかという危惧を、危機感を持たれた方もいらっしゃるというふうに伺っております。私も直に聞いておりますが、夕張観光開発株式会社と美祢観光開発株式会社は根本的に異なると考えております。

夕張市の財政破綻の主な要因は、夕張観光開発株式会社が銀行から資金の融資を受けることが困難であった、それぐらい悪かったわけです。ということで、このために、夕張観光開発株式会社だけで15億6,000万円、それから、第三セクター全体で33億8,000万円もの債務、債務ですね、これを夕張市が債務保証しておりました。また、平成17年度末時点で、夕張市の一般会計の実質赤字が、これ実質赤字ですよ、40億6,000万円、それから、病院事業会計の実質赤字

が39億4,000万円、それから、観光事業会計の実質赤字が144億7,000万円、国民健康保険事業会計の実質赤字が4億2,000万円というふうに、各方面にわたって膨大な実質赤字を抱えておったのが、夕張市です。

これに対しまして、美祢市は第三セクターに対しまして損失補償も行っておりません。また、一般会計、病院事業会計、国民健康保険事業特別会計においても、実質赤字がない。そして、御承知のように、観光事業特別会計においては、毎年2億円程度の黒字を出しております。それによって、過去、合併前にあった累積赤字を解消しておるということは御承知のとおりであります。第三セクターに対する負担を含んだ将来負担比率も、これは国が定めておる比率ですね、これも財政健全化基準を大きく下回っておるなど、健全な財政状況を保っておるところでございます。

どうか、市民の皆様方におかれましては、安心をして日々の生活を送っていただきますようお願いをするとともに、引き続き、美祢市発展のために御協力を賜るように心よりお願いをする次第でございます。

以上、議員の皆様、それから市民の皆様に対する報告2件を終わらせていただきます。

○議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） ちょっと議長にお尋ねしたいと思うんですが、昨年の4月22日の地方議員の選挙がございまして、私が原告坪井康男氏から当選無効の申し立てをされました。私の手元にも最高裁判所から書類が届いておりますが、議長の手元に、これは地方議員にかかわる資格の問題ですので、来ておるかおらないか、お尋ねをしたいと思えます。

○議長（秋山哲朗君） そうですね、この件につきましては、今年度の7月の5日の日に最高裁判所のほうから美祢市議会議長宛てに公職選挙関係事件の確定についてということで、私のところにも届いております。

○17番（竹岡昌治君） 届いてるんですか。それじゃあ、ちょっとこれに関して、非常に誤解等がございまして、しばらく発言を許可いただけないでしょうか。

○議長（秋山哲朗君） 竹岡議員の身分にかかわることですから、どうぞ、発言を許可いたします。

○17番（竹岡昌治君） それでは、議長から特別な許可をいただきました。と申し上げますのは、私個人だけでなく、家族も、それから支持者も、非常にこのことについて

て、1年有余、精神的、経済的に、早くいえば、特に精神的には皆まいておりました。

ただ事実だけを申し上げて、最後に議長、副議長に提案申し上げたいと思いがすが。

まず、判決でございます。これ議長宛てに当然、今、来られたということでございます。ただ、美祢市議会議員ということで、私の名前はありません。しかしながら、判決文の中には、原告が坪井康男氏、ちょっと敬称は略させていただきます、被告は山口県選挙管理委員会。被告の補助参考人、私はあくまでも参考人なんです、竹岡昌治。主文が、1、原告の請求をいずれも棄却する、2は訴訟費用（補助参加によって生じた費用含む）、つまり、私の参加した費用も含むということでございますが、いずれも原告の負担とすると、これが判決文なんです。

いろいろ理由はあります。ありますが、昨年の平成24年、4月22日、先ほど申し上げましたが、この美祢市議会議員の一般選挙における当選人の当選の無効に関する原告の審査が、7月4日、広島高等裁判所で一旦棄却されまして、最高裁判所でもなったわけでありましたが、もともと5月の1日、いわゆる昨年の5月1日でございますが、美祢市の選挙管理委員会に当選無効の申し出がなされまして、地方新聞も含めてマスコミに報道されました。そこで、5月17日臨時議会が開かれまして、政和会としまして、地方自治法92条の2について議論を深めるように申し入れをいたしました。今日まで議論はちょっと先送りになっております。

事の起こりは、美祢市選挙管理委員会より昨年の5月28日、申し立てが棄却されて、今度は、山口県の選挙管理委員会に昨年の6月18日に同様の申し立てをされたわけあります。

総務企業委員会の中でもいろいろ昨年議論いたしました。その中で、坪井議員の発言が、議員の立場としてシロ。いわゆるこの議場でも議論を重ねました。しかしながら、議員の立場としてシロと言っておきながらも、一般市民としてクロと言って何が悪いんかと、こうおっしゃってます。それを禁止する法律や条令があるなら示してほしいと。残念ながらありませんので、示すことはできませんでした。

また、この本会議場で6月20日、いわゆる全員協議会をやりまして、これは公開されておられません。しかしながら、議事録は残っております。その席で、坪井議員は、公職選挙法第202条の規定に基づいて、意義の申し立てをしたんだと。地

方自治法の92条の2については、それを抵触したから申し出たということは全くありませんと発言されてるんです。ここで朝の9時32分から夕方の16時27分まで、喧々諤々やったんです。で、俵議員も言われました。竹岡議員は朝から92条の2ばっかし言うじゃないかと。何で議会が92条の2をやらにゃいけんのかとこういう議論もされました。私が申し上げたいのは、公職選挙法でやるのは手続きの問題であって、根幹は92条の2であります。いわゆる議員の兼業禁止の問題なんです。

このことについていろいろ議論をいたしました。そのとき秋山議長が、それやったら我々も一緒ですよとこうおっしゃってるんです。私も一緒ですよとこうおっしゃってるんです。それはなぜかと言ったら、大和建設のことをおっしゃったと思うんですよ。けども、議長は取締役でも何でもないと、私はそう認識しております。で、これに対して、坪井議員、何ておっしゃったか。いや、あなたの場合は不服だと思ってないからと。言い方は悪いけど、私が不服と思ってない以上は問題ないという言い方を後からもされております。で、秋山議長は、じゃあ、ただの個人感情の問題だから、それはわかりませんとこうおっしゃてるんですよ。坪井議員は、いや、感情じゃない。事実だと思うから、とてもじゃないけど、例えば、大和建設さんが市との契約いちいち幾らあるか、1回ごとの落札されたのがとてもじゃないけど、私はよう調べ切らんと、こうおっしゃってるんです。つまり、こんなやり取りを昨年やったんです。

それから1年。私の家族も含めて、先ほど申し上げましたが、多くの私を支えていただいた支持者、その皆さん方が風評被害にずいぶんと悩まされました。先ほど申し上げましたように、精神的、経済的。例えば、ここにあります。申立書に対してこれだけの書類があるんです。裁判ですから。これを全部用意しなくちゃならん。

今後、こうしたような被害を受けるような人がないように、あるいは冤罪事件が起きないように、私は美祢市議会の政治倫理条例を今一度しっかり見直していただきたいと思うんです。恨みつらみがあったかは知りません。後ほどおっしゃったんです。ランチ工房の裁判があるからやたんだとこうおっしゃってるんですよ。まるで、私怨と一緒にですよ。

ですが、それはまあいいとして、私がきょう申し上げたいのは、議長、副議長もいらっしやいます。92条の2項をもっと真剣に、この際、議論をしていただいて、

議長には大変申しわけありませんが、果敢に取り組んでいただいて、二度とこういうことがないように、再発防止をひとつ努力をしていただきたいことをお願い申し上げます。発言を終わりたいと思います。

以上です。（発言する者あり）

○議長（秋山哲朗君） それに関してですか。（発言する者あり）坪井議員。

○3番（坪井康男君） 市長さんと竹岡議員さんから、私を名指しにして御批判をいただきました。私はそれに対して反論するつもりも何もありません。ただ、事実だけ指摘をして、反論ではありませんけど、私の意見とさせてください。それだけは言わせていただきたいと思います。

まず、市長さんの御批判でございます。

○議長（秋山哲朗君） ちょっとですね……。

○3番（坪井康男君） 1点だけ。

○議長（秋山哲朗君） この今の市長の発言に対しては、あくまでも報告ですから、ここは討論の場ではないですから。

○3番（坪井康男君） 討論じゃありません。

○議長（秋山哲朗君） このほうの発言は控えてください。ただ、今の……。

○3番（坪井康男君） なぜですか。

○議長（秋山哲朗君） 控えてください。

○3番（坪井康男君） じゃあ、一方的じゃないですか。

○議長（秋山哲朗君） それは一方的に坪井議員も6月の議会のときに言われたわけですから。よろしいですか。ここは討論の場ではないことは御理解していただきたい。

○3番（坪井康男君） はい、わかりました。そいじゃあ、もう、先ほど市長さんの言われた発言が、会議録あるいはビデオにありますから、それでもって以後の参考資料にさせていただきます。

今、竹岡さんの訴訟に関するお話しですが、事実誤認が2点あります。これ、重大な事実誤認ですから、これは申し上げておきます。

最高裁判所まで確かに参りました。最高裁判所では審議しておりませんので、判決文は出ておりません。これ重大な間違いですよ。重大な間違いですよ。

それから、判決理由なんてもの一切ありません。あるのは決定です。最高裁判所

がこの案件は受理しないということでございますので、審議一切しておりませんので、先ほど、るる言われましたことは、全く事実と反するともない、錯誤でございます。その1点だけ申し上げておきます。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 先ほど、竹岡議員の発言の中で、92条の2の議論がしっかりされていない、確かに、以前、私も、この場じゃなかったかと思えますけども、しっかり議論したいということを書いて、そのままにしてありますけども、これはまたいつの日か、できるだけ早いうちに、92条の2についてはしっかり議論してですね。と申しますのも、やはり何人かの議員さんが、市のいろんな事業、工事等にかかわっておられる方もおられますので、しっかり議論をしてみたいと思っております。

よろしいでしょうか。よろしいですか、竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） ちょっといいですか。

○議長（秋山哲朗君） はい、どうぞ。竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 議論の場でないから申し上げますが、もう1回お聞きします。

議長のところには最高裁判長官から公職選挙関係事件の確定についてということで、書類が送達されているかないかだけをお聞きしたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 内容については別にしても、今、私の手元には公職選挙関係事件の確定についてということで送付されております。

○17番（竹岡昌治君） 広島じゃないですね。

○議長（秋山哲朗君） 最高裁です。

○17番（竹岡昌治君） はい。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） 事実の問題ですから、はっきりさせていただきたいと思えます。

最高裁判所では判断されてません。門前払いであります。決定です。皆さん、御存知なけりゃ解説いたしますけども、最高裁判所は受理したら判決を出します。通常は小法廷。憲法問題については15人の判事が参加する大法廷でやります。きょう婚外子の相続権について、重要な最高裁判所の判断が下されますんで、今晚のあ

れをぜひ見とっていただきたいんですが。判決を出すということは、受理して判断したから判決なんですよ。この案件は受理してないんです。門前払いであります。それを決定といいます。それも判断の一つでありますけど、判決じゃないんです。このことは皆さんあまり御存知ないから、いかげんなことをおっしゃるけど、これいいですか、皆さん、本当、そうですよ。判決じゃありませんよ。こんな事実を反することを議会で堂々とおっしゃるっていうのは、私は感覚はよくわかりません。以上です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか、よろしいでしょうか。——それでは、議事進行します。

日程第3、議案第1号から、日程第14、議案第12号までを会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

○市長（村田弘司君） 本日、平成25年第3回美祢市議会定例会に提出をいたしました議案12件について、御説明を申し上げます。

議案第1号は、専決処分の承認についてであります。処分事件は、平成25年度美祢市一般会計補正予算（第3号）であります。

このたびの補正は、市道七田祖母ヶ河内線改良工事の実施に係る事業費として2,465万2,000円を増額補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億3,891万5,000円としたものであります。大嶺町西分七田地区は、平成22年の豪雨災害時はもとより、過去に幾度となく厚狭川の氾濫により市道が冠水し、完全に孤立した経緯があることから、当該市道と一体的な厚狭川護岸整備の必要性を、山口県に対し強く要望していたところ、このたび、山口県においてこの護岸整備を平成25年度事業として実施することが決定をされたところであります。

この事業決定を受け、市としては市道七田祖母ヶ河内線の拡幅を年内に完了させ、県工事の円滑な施工を可能とさせることが必要条件となることから、専決処分により市道七田祖母ヶ河内線改良工事を実施することとしたものであります。事業費につきましては工事請負費として1,475万円、立木伐採業務委託料として630万2,000円、立木・電柱等補償費として360万円をそれぞれ計上して

いるところであります。歳入につきましては、地方交付税を635万2,000円、市債を1,830万円、それぞれ増額補正をしております。

次に、地方債の補正ですが、土木債の追加を行ったところであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第2号は、平成24年度美祢市水道事業会計決算について報告し、市議会の認定を求めるものであります。

水道事業は、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与するという水道法の基本理念に基づき、安全、強靱、持続を目標に掲げ、効率的経営に努めてまいりました。

それでは、平成24年度決算の概要について御説明をいたします。

まず、収益的収支における収入では、上水道事業収益は2億4,156万1,253円、美祢簡易水道事業収益は1億4,656万9,062円、美東簡易水道事業収益は9,105万6,127円、秋芳簡易水道事業収益は1億4,407万6,629円、収入の合計は6億2,326万3,071円であります。

次に、支出であります。上水道事業費は2億6,538万9,770円、美祢簡易水道事業費は1億690万451円、美東簡易水道事業費は9,859万5,183円、秋芳簡易水道事業費は1億4,319万3,713円で、支出の合計は6億1,407万9,117円であります。

この結果、平成24年度の収益的収支は918万3,954円の利益となり、消費税差引後は当年度純利益が177万9,430円となりました。この純利益と前年度繰越利益剰余金798万4,523円を合わせると、当年度未処分利益剰余金は976万3,953円となるものであります。

次に、資本的収支であります。収入2億6,687万7,751円に対し、支出は5億4,618万2,899円となり、収入額が支出額に不足する額2億7,930万5,148円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額720万1,753円及び過年度分損益勘定留保資金2億7,210万3,395円で補填したところであります。

事業の主なものを御説明いたしますと、上水道事業では、上水道区域拡張施設整備事業を1億5,491万5,362円、麦川地区・荒川地区等の配水管の布設替

工事等を1, 865万6, 400円で施行しております。

次に、簡易水道事業であります。於福簡易水道西寺水源増補改良工事に6, 366万1, 500円、美東簡易水道の通信機器購入経費に924万円を支出しております。この美東簡水の通信機器を整備することにより、美東地区の配水池——これ、配水する池ですね、配水池等の状況が市内どこからでも把握することが可能となり、美東地区・秋芳地区の業務統合を図ったものであります。

そのほか、配水管布設替工事等に2, 061万4, 650円を支出しております。

以上、平成24年度美祢市水道事業会計決算について御説明申し上げましたが、別に監査委員の意見書を付しておりますので、よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願いをするものであります。

議案第3号は、平成24年度美祢市病院等事業会計決算について報告し、市議会の認定を求めるものであります。

平成24年度の美祢市病院等事業は、医師不足など医療を取り巻く環境が厳しさをます中で、地域に密着し、地域のニーズに合った運営を目指し、安全で質の高い医療・介護サービスの提供に努めてまいりました。特に、美祢市立病院に山口大学医学部附属病院初期診察室が設置をされ、医師が派遣されることによる地域医療の強化と、地域医療マインドの養成と地域に貢献する医師の養成に力を注いでまいってきたところであります。

平成24年度におきましては、美祢市立病院、美祢市立美東病院、美祢市介護老人保健施設グリーンヒル美祢、美祢市訪問看護ステーションの運営を行ってまいりましたが、事業全体として当年度純利益を計上することができました。

それでは、平成24年度の病院等事業の実績について御説明いたします。

まず、業務量につきまして、美祢市立病院におきましては、入院が4万5, 161人、外来が4万9, 473人、美祢市立美東病院におきましては、入院が3万2, 590人、外来が3万4, 400人、介護老人保健施設グリーンヒル美祢においては、短期入所を含む入所数が2万4, 925人、通所が4, 560人、また、美祢市訪問看護ステーションの利用者は4, 274人となっております。

次に、決算額について御説明いたしますと、収益的収支におきましては、収入では病院事業収益34億539万4, 620円、介護老人保健施設事業収益3億6, 226万7, 288円、訪問看護事業収益4, 020万9, 237円で、総額

38億787万1,145円となりました。

一方、支出では、病院事業費用34億1,066万7,186円、介護老人保健施設事業費用3億5,238万3,404円、訪問看護事業費用2,912万865円で、総額37億9,217万1,455円となりました。

この結果、損益計算書において1,490万7,226円の当年度純利益を生じ、この純利益と前年度繰越欠損金13億812万5,246円と合わせた12億9,321万8,200円が当年度未処理欠損金となります。この処理につきましては、全額を翌年度繰越欠損金とするものであります。

次に、資本的収支であります。収入では病院事業資本的収入として企業債が1億8,080万円、負担金が1億7,649万5,000円、国庫補助金が941万円で、合計3億6,670万5,000円となり、介護老人保健施設事業資本的収入として企業債が210万円、出資金が3,000万円で合計3,210万円となり、収入の総額は3億9,880万5,000円となりました。

一方、支出では、病院事業資本的支出として建設改良費が2億438万2,532円、企業債償還金が2億6,173万9,780円で、合計が4億6,612万2,312円となり、介護老人保健施設事業資本的支出として、建設改良費が238万8,750円、企業債償還金が2,622万9,443円となり、支出の総額は4億9,474万505円となりました。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額9,593万5,505円は、消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたします。

病院事業を取り巻く環境は、医療制度の改革、それから、医師不足及び看護師不足の影響等からまことに厳しいものがありますが、市民の方が市立病院等に期待をされておられる役割に的確に対応する一方、一体的な経営による経営の効率化、それから、経営基盤の強化について、職員1人ひとりがその自覚を持ち、市民が安心して適切な医療・介護サービスを受けることができるように努めてまいりたいと考えております。

以上、平成24年度美祢市病院等事業会計決算について御説明申し上げましたが、別に監査意見書を付しておりますので、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願いをするものであります。

議案第4号は、平成24年度美祢市公共下水道事業剰余金の処分について、地方

公営企業法第32条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

平成24年度の公共下水道事業会計決算では、純利益が2,421万2,548円となり、繰越利益剰余金と合わせた後の当年度未処分利益剰余金は6,137万329円になりました。

この未処分利益剰余金のうち、減債積立金に1,000万円を、建設改良積立金に2,000万円をそれぞれ処分し、処分後の3,137万329円を繰越利益剰余金とするものであります。

議案第5号は、平成24年度美祢市公共下水道事業会計決算について報告し、市議会の認定を求めるものであります。

公共下水道事業は、下水道ビジョン2100に則り、快適な生活環境の整備、公共用水域の水質保全及び雨水浸水被害の軽減等、持続可能な循環型社会を構築するために循環のみちづくりを目指して下水道整備を進めております。

それでは、平成24年度決算の概要について御説明をいたします。

まず、収益的収支における収入であります。下水道事業収益は4億5,231万4,895円であります。これは、前年度と比較いたしまして3,223万7,682円、率にして6.7%の減額であり、減額の主なものは他会計補助金であります。

次に、支出であります。支出合計は4億3,289万2,947円であります。これは、前年度と比較して15万5,078円の増額であります。

この結果、平成24年度の収益的収支は1,942万1,948円の利益となり、消費税差引後は当年度純利益2,421万2,548円となりました。この純利益と繰越利益剰余金3,715万7,781円を合わせると、当年度未処分利益剰余金は6,137万329円となるものであります。

次に、資本的収支であります。収入3億2,277万6,500円に対し、支出は4億5,741万9,729円となり、収入額が支出額に不足する額1億3,464万3,229円と、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額不足額479万600円は、過年度分損益勘定留保資金1,739万551円及び当年度分損益勘定留保資金1億2,204万3,278円で補填をしたところであります。

事業の主なものを御説明いたしますと、日永準幹線管渠布設工事570万1,500円、宗高地区枝線管渠布設工事312万9,000円等であります。これら

の工事を執行し、公共下水道の拡張を進めてまいりました。

また、公共下水道の供用開始より約25年が経過をいたし、浄化センター等の機械機器等が大量更新時代を迎えつつあることから、浄化センターほかの長寿命化計画策定に着手をしたものであり、計画策定の支援業務に525万円を支出をいたしております。

以上、平成24年度美祢市公共下水道事業会計決算について御説明申し上げましたが、別に監査委員の意見書を付しておりますので、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願いをします。

議案第6号は、平成25年度美祢市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

このたびの補正は、当面必要とする経費並びに事業の内容が当初予算編成時に確定をしておらず、当初予算に反映することができなかった事業などについて補正をするものであります。

まず、歳出であります。民生費の社会福祉費において、前年度事業の精算に伴う返還金58万9,000円を追加するとともに、平成27年度、山口県において開催をされる全国健康福祉祭やまぐち大会の開催準備事業として15万円、国のモデル事業である高齢者生きがい活動促進事業費100万円を増額しております。

次に、児童福祉費におきましては、保育士等処遇改善費補助金として761万8,000円を増額いたしております。これは、保育士の人材確保対策を推進する一環として国が実施をする事業で、保育士等の処遇改善に要する経費として私立保育園に交付する経費や事務費を計上するものであります。

次は、農林費についてであります。まず、農業費におきまして、青年就農給付金事業について、県の制度が変更されたことから歳入の名称を変更するとともに、新たに事務費として15万1,000円を、また、農村婦人の家において圧力鍋の更新に係る事業費38万3,000円を増額いたしております。

次に、林業費におきまして、流域公益保全林整備事業として、美東町大田地区の森林整備加速化団地計画の実施に係る林業専用道路の整備費1,625万円を増額するとともに、有害鳥獣対策事業費として秋芳町麓、秀十、国秀の3地区におきまして8,430メートル程度のシカの防護柵を設置する事業に対する補助金945万7,000円を増額いたしております。

次に、土木費におきまして、測量設計委託料として300万円を増額いたしております。これは、議案第1号専決処分の承認において説明しました、大嶺町西分七田地区における山口県の護岸整備事業を効果的に実施し、七田地区の防災上の孤立化を早期に解消するため、市道七田線改良事業を平成26年度に施工する計画とし、この事業の円滑な進捗を図るため、今回、市道七田線改良工事に係る測量設計委託料300万円の追加を行うものであります。

次に、災害復旧費、農林施設災害復旧費につきましては、本年の6月から7月の2カ月間にかけて災害の採択基準を超える雨が複数回にわたって降り、その間に発生した災害につきまして、単独災害復旧費、補助災害復旧費合わせまして1,420万9,000円を増額いたしております。

一方、歳入では、分担金、国県支出金、市債を特定財源として4,908万3,000円を計上するとともに、ゆたかなまちづくり基金につきまして312万4,000円を戻し入れることといたしております。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,280万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億9,112万2,000円とするものであります。

次に、地方債の補正であります。農林施設補助災害復旧事業債と臨時財政対策債につきまして、それぞれ地方債の限度額の補正を行うものであります。

議案第7号は、美祢市介護保険条例及び美祢市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、地方税法の一部改正に伴い、美祢市介護保険条例及び美祢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、延滞金等の割合の特例の見直しであります。納期限後1カ月を超える延滞金及び1カ月以内の延滞金の割合を地方税法及び美祢市税条例に準じて改正するもので、平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金に適用するものであります。

議案第8号は、土地改良事業の計画変更についてであります。

これは、平成23年12月議会において御承認をいただき、平成24年度から事業着手しております於福町下萩原地区の石宗ため池改修工事におきまして、工法の一部変更が生じ、事業費が減額となったため、土地改良事業の計画を一部変更した

いので、土地改良法第96条の3第1項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

議案第9号は、市道路線の認定についてであります。

これは、西厚保町原地区にあります県道下関美祢線の改良工事竣工に伴い、旧県道を原深土線として市道に認定をしたいので、道路法第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

議案第10号は、市道路線の変更についてであります。

議案第9号に関連し、同地区における県道下関美祢線改良工事に伴い、2路線の市道のつけかえが行われたことから、市道深土古烏帽子線の起点、及び市道駒ヶ坪線の終点をそれぞれ変更するものであります。よって、市道路線を変更することについて、道路法第10条第3項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

議案第11号は、市道路線の廃止についてであります。

本議案につきましても、議案第9号に関連し、県道下関美祢線の改良工事による市道のつけかえに伴い、市道深土線を廃止するものであり、道路法第10条第3項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

議案第12号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

これは、平成25年12月31日をもって、人権擁護委員岡崎政好氏が任期満了となるため、岡崎政好氏を再任候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求めるものであります。

以上、提出をいたしました議案12件について御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議案の質疑に入ります。

この際、暫時、11時15分まで休憩をいたします。

午前11時01分休憩

.....

午前11時16分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第3、議案第1号専決処分の承認について（平成25年度美祢市一般会計補正予算（第3号））の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第1号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより第1号を採決いたします。本案について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第4、議案第2号平成24年度美祢市水道事業会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第5、議案第3号平成24年度美祢市病院等事業会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。岡山議員。

○6番（岡山 隆君） それでは、まず最初に、この平成24年度美祢市病院等事業会計、この件について質問してまいりたいと思っております。

質問として、まず問いたいことは、この平成24年度の病院等4事業全体の、これをベースにして、中長期的な改革ビジョンはどのようになっているかということ

お尋ねしたいと思っております。

いずれにしても、病院等におきましては、山口大学医学部附属病院初期診療室が設置されたり、また、医師が派遣されることより、地域医療の強化と地域マインドの養成と地域に貢献する医師の養成に力を注いでこられたということは、私ども高く評価はしております。

それで、今回の平成24年度の決算に当たっての病院等事業全体の収益的収支につきましては、38億787万円ということで、前年度に比べて大体約2億2,000万円程度、収益が減っておりますね。

それで、今後、今の団塊の世代が後期高齢者になる2025年、今から13年後ですけれども、この医療費が介護も合わせて83兆円になる。莫大な費用がいるわけです。そういったところのものを厚生労働省が、生活習慣病対策や介護の強化で財源を要するに圧縮するということを言っております。特に、健康づくり推進本部を厚生労働省が設置するということでありまして。ここで何が言いたいかと申しますと、そのことによって、非常にいいことなんですけれども、糖尿病患者を特定健康診査や特定保健指導強化で1,500万人を1,000万人まで減らしていくと、そういうこと。また、65歳以上の人に全員に、肺炎球菌ワクチンの接種で肺炎で病気にならないように、病院に行かないようにという、そういう形の施策を今後やっていくということです。

問題は、非常にいいことなんです、お医者にかからないということは、そうなんですけど、実際、美祢市の平成25年今現在、人口が二万七千四百、五百、こういった形で、これから団塊の世代が後期高齢者のときには、人口が今後2万2,000人程度、要するに、減ってしまうと、2割減。そうすると、しっかりと今の時点からベースにして、今38億円収入があるといっても、これ38億円が30億円ぐらいですね。団塊の世代で、今、美東病院、65歳以上の方が入院されてる方というのは、もう94%。ほとんどそういった高齢者の方が主に中心となって入院されてます。そういった方が、今後、亡くなって、減ってくる。そういう運動、厚生労働省による病気にならないような施策がしっかりと本気になってやると思いますので、進む一方、人口減による収益の悪化が見込まれると。

そういったところに関して、今後、病院4事業ありますけれども、今回の24年度をベースにして、行政として改革ビジョンをどのようなお考えがあるのか、お伺

いしたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋陸夫君） ただいまの岡山議員の御質問につきまして、お答えいたしたいと思います。

美祢市においては、皆さん御存知のとおり、美祢市立病院と美祢市立美東病院の二つの病院で市民の皆様方の健康と安全と、そういったものの確保に努めてまいっておるところでございますけれども、今後も市民の健康に対しては、責任を持って二つの病院でしっかりやっていきたいというふうに思っております。

さて、先ほど、岡山議員がおっしゃいましたように、少子高齢化社会になります。そういう人口動態の急激な変化といいますか、要するに人口が美祢市においては減少する、全国的な減少になりますけれども、その場合、病院経営に少なからず影響を及ぼすものと思っております。高齢化社会の高さが目立つ局面と、それから少子化、人口減少が目立つ局面とは、病院経営に及ぼす影響が異なるものと考えております。

いずれにしても、二つの市立病院間で、また、地域の医療機関、周辺の医療機関との役割分担、それから機能分担、あるいは、介護施設との連携を密接に図り、自治体病院としての役割を果たしていかなければならないと考えております。

そのためにも、いっそう経営基盤の強化、それから収益力の強化、あるいはコスト削減、またさらには経営分析力の強化、それから経営管理能力を持った人材の育成、それから、美祢市は非常に広い市の領域を持っておりますので、そういった病院へのアクセスを含めた交通手段の対策が必要と考えております。

そういった美祢市の地理的特性を踏まえた上で、適宜、中長期的な観点から、必要とされる病院の規模、それから機能、設備等を選択して、超高齢化社会、それから人口減少社会を見据えた戦略的な設備投資を行っていかねばならないと考えております。

以上、私の考えを申し上げましたが、岡山議員の御質問に合ってるかどうか、お答えになってるかどうかわかりませんが、以上です。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） 美祢市病院等事業に関しましては、経費、そういった面についてはかなり努力をされていて、収益的収支、そういったところのものは利益を、

負担金を入れてですけれども、利益を出している。それはそれとして、評価はしております。

いずれにしても、病院として箱をつくっても、中の方がしっかりと経営努力してやっていかないといけないということでありまして、今後とも投資的経費として、医療機器なんかもつねに費用対効果を見ながら導入することもしていかなければならない、それは管理部長さんのほうとしてしっかりと見られておると思っております。

いずれにしても、13年後、さっき言いましたけれども、団塊の世代が後期高齢者になるこの13年後、非常にそういった面で人口は減るけれども、実際以上、要するに病気になって医療を受ける方っていうのは、実際はそんなに多くは減らないからこそ、実際、今、三十、四十兆円ぐらいの医療費、介護費が、83兆円ぐらいまですごくふえてくるということなんです。

いずれにしても、そういったことも踏まえながら、今後、病院経営を管理部長さんとしてしっかりと対応されていかれると思っておりますけれども、どうか今後とも、いろいろ戦略的な投資的経費の部分もしっかりと見据えながら、病院の健全経営を改めてよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員、高橋さんは事業管理者です。よろしくお願ひします。

○6番（岡山 隆君） 済いません。

○議長（秋山哲朗君） そのほか、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第6、議案第4号平成24年度美祢市公共下水道事業剰余金の処分についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第7、議案第5号平成24年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定について

での質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第8、議案第6号平成25年度美祢市一般会計補正予算（第4号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第9、議案第7号美祢市介護保険条例及び美祢市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第10、議案第8号土地改良事業の一部を変更することについての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第11、議案第9号市道路線の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第12、議案第10号市道路線の変更についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第13、議案第11号市道路線の廃止についての質疑を行います。質疑はあ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第14、議案第12号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより第12号を採決いたします。本案について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。大変、お疲れでございました。

なお、議員の皆さんは11時40分より委員会室で会派代表者会議を開催いたします。その後、そんなに時間かかりませんので、その後、議員全員協議会を開催いたしますので、お集まりのほどお願いいたします。

午前11時32分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年9月3日

美祢市議会議長

秋山哲嗣

会議録署名議員

猶野智和

”

秋枝秀穂